路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号	君津市小山野字上郷四六二番一から同市小山野字鎌田六二七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九号	川崎市川崎区港町六二番七から同市川崎区鈴木町二九六番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○北陸地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

北陸地方整備局長　野田　徹

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　八号			
㈢	道路の区域			
	糸魚川市大字青海字黒岩四四一一番四から同市大字青海字黒岩四四二九番三まで	前	三四・六〇～八〇・八〇（メートル）	〇・一一七（キロメートル）
		後	三四・六〇～八四・〇〇（メートル）	〇・一一七（キロメートル）
㈣	図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所			

○北陸地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字青海字ヤマト四四九一番一から同市大字青海字黒岩四四二九番三まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○北陸地方整備局告示第七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

北陸地方整備局長　野田　徹

第1　起業者の名称	富山県
第2　事業の種類	一般県道平阿尾線道路改築工事（富山県氷見市平字八歩瀬地内）
第3　起業地	
1　収用の部分	富山県氷見市平字八歩瀬地内
2　使用の部分	富山県氷見市平字八歩瀬地内
第4　事業の認定をした理由	申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。 1　法第20条第1号の要件への適合性 申請に係る事業は、富山県氷見市平地内の一般県道平阿尾線（以下「本路線」という。）と市道平千石池線が交差する地点（以下「平接続地点」という。）から同市吉岡地内の本路線と林道氷北線が交差する地点（以下「吉岡接続地点」という。）に至る延長917mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間として、平成14年11月、発生した地すべりの対策工事を含めた「一般県道平阿尾線道路改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している区間を除いた上記の起業地に係る部分である。 本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路事業に該当する。 したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。 2　法第20条第2号の要件への適合性 本路線は、道路法第7条の規定により富山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により富山県が道路管理者であることなどから、起業者である富山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。 したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。 3　法第20条第3号の要件への適合性 (1)　得られる公共の利益 本路線は、富山県氷見市平地内の市道平石動山線と交差する地点を起点とし、主要地方道万尾脇方線及び一般国道160号と交差した後、同市阿尾地内の一般県道薮田下田子線と交差する地点に至る延長13.6kmの道路である。 本路線は、氷見市北部地域の住民にとって、氷見市街地への通勤や買い物など日常生活を支える重要な生活道路として広く利用されている。また、石川県能登地域と富山県西部地域を結ぶ一般国道160号の雨量通行規制時には、本路線の一部は国道の迂回路としての役割も果たしている。 本路線のうち、本件区間は、西日本旅客鉄道氷見駅から北方向約12kmに位置しており、本件区間の周辺住民にとって、通勤、病院への通院、買い物及び農地への移動など日常生活の生活道路として重要な役割を担っている。 しかしながら、本件区間に対応する現行区間（以下「現道」という。）は、山地が迫る急崖部を通過しており、道路の幅員など道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格に適合していないため、安全な自動車交通の確保が図られているとはいえない状況にある。 現道のこのような道路事情に対処するため、一般県道平阿尾線道路改築工事を計画、施行してきたところであるが、平成14年11月、本件区間において地すべりが発生したことから、大量の土砂により道路が塞がれた状況になった。そのため、本件区間の起点である平接続地点から500m区間については、全面通行止めとなっており、平地区の住民は、迂回路の使用を余儀なくされているところである。 平地区の住民が使用している迂回路は、道路の幅員が狭く、曲線半径が屈曲な箇所も多く、縦断勾配が最大で15.3%の箇所があるなど道路構造令の規格に適合していない道路である。 また、厳冬期の平地区は、最大積雪深が2mを超えることもあり、迂回路の路面が凍結すると、地域住民の自家用車が通行できなくなることに加えて、救急車や消防車など緊急車両も通行できなくなる。 さらに、コミュニティバスやごみ収集車など大型車両についても迂回路を通行できない場合があり、通常時の公共サービスも損なわれていることから、当該迂回路は生活道路及び緊急ルートとしての機能が発揮されていない状況にあり、厳冬期の平地区は、ある意味で孤立集落的状態に置かれているということになる。